

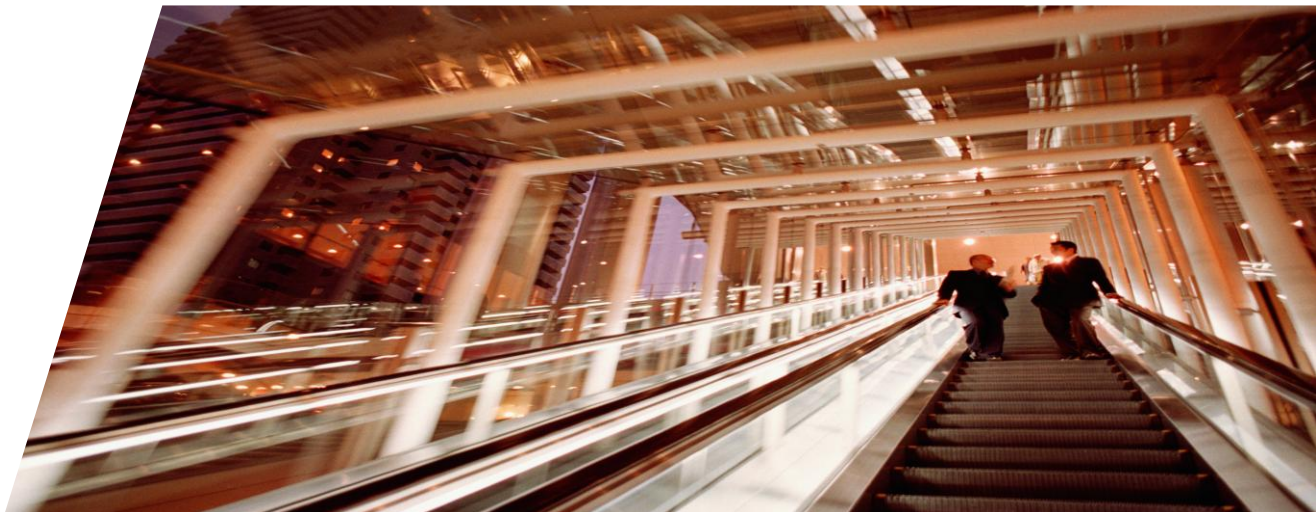


# Tax watch update

Issue No. 10

2010年11月

はじめに	2
法人所得税	2
付加価値税	4
外国契約者税	5
個人所得税	5
関税	6
その他	7



## はじめに

今月号では、ベトナムの法人所得税、付加価値税、外国契約者税、関税及びその他のベトナムの最新情報・Official Letter を記載しました。これらの最新の規制やその影響、あるいは事業機会についてご検討を頂き、お問い合わせ等がございましたら、いつでも弊社までご相談頂けたらと考えます。

## 法人所得税

### 2008年12月26日付け Circular 130/2008/TT-BTC の修正・補足

財務省は法人所得税に関する Circular130/2008 を修正・補足する草案を作成しています。草案により、以下の項目は修正・補足されます。

#### 1- 費用について

##### (i) 資産・商品の損失

Circular 130/2008 により、自然災害・伝染病及びその他不可抗力な原因による損失価値が補償されない場合、課税所得に対し控除が行えます。但し、Circular 草案により、事業体は下記の損失資産・商品に関する書類を税務当局に提出しなければなりません：説明書、損失資産・商品の価値が記載された記録書；保険会社の損失補償資料（もし有る場合）、補償する組織・個人の責任規定資料（もし有る場合）。

##### (ii) 原価償却費

固定資産が客観的な原因により 12 ヶ月未満の臨時的稼働中止となる場合、原価償却費は費用として計上が可能です。現在 Circular130/2008 では、この点に言及していません。

長期的土地使用権の原価償却費は費用としての計上は不可能です。期限のある土地使用権は減価償却され、費用として計上されますが、インボイス・証憑書類が十分に有り、法律に規定された手続きを遂行し、生産・経営活動に利用されていなければなりません。現在 Circular130/2008 では、この点に言及していません。

##### (iii) 給与・賃金

Circular 130/2008 により、「給与本質を有しない労働者へ支給した賞与、契約書或いは労働協約に支給条件が記載されていない賞与」は控除ができません。

草案では、「給与本質を有しない賞与」という概念が取り消され、「契約書或いは労働協約に支給条件が記載されていない賞与」は控除ができないとされます。

給与予防基金に拠出する基礎となる「実現給与基金」の概念は明記されています。従って、給与予防基金に拠出される実現給与基金は該当する会計年度の年度末税務申告の最終日までに実際に支払われた総給与額と定義されます。

- (iv) 作業着：草案により、作業着の控除可能な最大額は、個人につき年間 150 万ドンとなります（現在は 100 万ドン）
- (v) 高等学校までの外国人従業員の子女のベトナムでの授業料は控除が可能となります。現在、Circular130/2008 はこの点に関しての言及は無く、財務省の 2010 年 6 月 7 日付け Official Letter 7250 のみにて言及されています。
- (vi) 保険基金に納付する費用

事業体が失業保険基金に拠出する金額を費用として計上をする場合、失業予防基金（もし有る場合）は費用としての計上は不可能となります。現在 Circular130/2008 ではこの点に言及していません。

#### (vii) 罰金

草案では、罰金・契約違約の補償金は合法的なインボイス・証憑書類があれば費用として計上が可能です。現在、Circular 130/2008 により、「行政違反の罰金」のみは法人所得税の費用として認められず、契約違約の罰金については詳細規制がありません。

#### (viii) 各種税金

費用として計上が可能な各種税金は、ネット給与で支払う場合の個人所得税、外国契約者が法人所得税を含まない所得を受ける場合の外国契約者税の法人所得税となります。

現在、この点は Circular130/2008 にて言及されずに、税務総局の 2010 年 1 月 29 日付け Official Letter 353/TCT-CS のみにて言及されています。

## 2- その他収入

### (i) 資産の譲渡・売却からの収入

Circular 130/2008 により、法人所得税上の優遇措置はその他収入には適用されません。しかし、Circular 草案によると法人所得税上の優遇措置を享受している事業に直接関係する資産の売却からの収入も法人所得税上の優遇措置の享受が可能となります。

現在、この点は財務省の 2010 年 6 月 7 日付け Official Letter 7250/BTC-TCT のみにて言及されています。

### (ii) 預金の利子所得

預金の利息は借入れ利息と相殺できます。課税所得を算定する時に、相殺後の差額がプラス (+) の場合はその他所得、マイナス (-) の場合は損金算入費用として認められます。

現在、このことは財務省の 2010 年 6 月 7 日付け Official Letter 7250/BTC-TCT のみにて言及されています。

### (iii) 為替レート差額

事業体の主要な事業売上に関係する為替レート差額は主要な事業活動の収入或いは費用として計上されます。事業体の主要な事業売上に関係しない為替レート差額はその他収入、或いは費用として計上されます。会計年度末に外貨建項目の再評価による為替利益と為替差損とは相殺が可能です。相殺後に、為替利益が発生する場合にはその他所得、為替差損が発生する場合には損金算入費用として認められます。

現在、このことは財務省の 2010 年 6 月 7 日付け Official Letter 7250/BTC-TCT のみにて言及されています。

### (iv) スクラップ・廃棄物の販売収入

Circular 130/2008により、スクラップ・廃棄物の販売収入は、その他の収入となり法人所得税上の優遇措置を享受できません。しかし、優遇措置を享受する事業活動に直接的に関連するスクラップ・廃棄物の販売収入は該当事業活動の法人税上優遇措置と同様の優遇措置を享受できます。

現在、このことは財務省の 2010 年 6 月 7 日付け Official Letter 7250/BTC-TCT のみにて言及されています。

### (v) 関税の還付金額

関税の還付金額は、その他収入として計上されます。しかし、この収入は優遇措置を享受する事業活動に直接関連する場合、法人税上の優遇措置を享受できます。

現在Circular130/2008はこの点について言及していません。

## 3- 欠損金繰越控除

事業体は5年という期間のいずれかの会計年度の欠損金を自由に算定し繰越控除をすることはできません。欠損金の繰越控除は、欠損金の発生年度の翌年度以降の課税所得に対し、全額を継続的に行う必要があります。欠損金繰越控除は会計年度の四半期の単位ではなく、会計年度単位で行われます。

現在、このことは財務省の 2010 年 6 月 7 日付け Official Letter 7250/BTC-TCT のみにて言及されています。

## 4- 資本譲渡、証券譲渡

Circular 草案では、株式会社が株主からの資本金を調達するために、株券を発行する際の、株券の額面価格と発行価格との差額は、資本剰余金として計上され、法人所得税の課税対象外となります。

証券法に基き、証券譲渡に対する税制は、公開会社間の株式譲渡に適用されます。その対象外である会社間の株式譲渡については、資本譲渡に対する税制が適用されます。

現在、このことは財務省の 2010 年 9 月 20 日付け Official Letter 12501/BTC-CST のみにて言及されていません。

この草案の今後の進展に関しては、将来号の中で最新情報をお届けいたします。

## 付加価値税 (VAT)

### 隔離地域に販売する商品・役務の VAT

首相の 2009 年 2 月 17 日付け Decision 24/2009/QĐ-TTg により、免税店に販売する商品は VAT の課税対象外と規定されていますが。2010 年 9 月 27 日に財務省は隔離地域に販売する商品・役務の VAT に関する Circular 149/2010/TT-BTC を発行しました。これによると、ベトナムで生産する商品・提供される役務及び商人により供給された輸入税の納税済み商品が隔離地域に販売される場合は、VAT 税率の 0%が適用されます。出国者、トランジット者に小売販売するための商品を隔離地域に持ち込み／持ち出す際には、税関手続きを遂行する必要はありません。

Circular 149/2010 は VAT 法の一部条項を詳細規定し、施行のガイドラインとして 2008 年 12 月 2 日付け Decree 123/2008/ND-CP の発効日（2009 年 1 月 1 日）より適用されました。

## 外国契約者税

### 賦課方法を適用する法人所得税申告書の様式

2010 年 10 月 18 日に財務省は、課税売上の比率（%）を根拠としての法人所得税納税登記をした外国契約者が使用する、法人所得税申告書の様式を発行しました。申告書には下記の項目及び指標を記載します。

1. 税金計算の期間：... 年 ... 月
2. 納税者
3. 税コード
4. 住所
5. 区/県
6. 省/市
7. 電話番号
8. ファックス番号
9. 電子メールアドレス
10. 課税売上高
11. 課税売上高上の法人所得税の税率（%）
12. 法人所得税額

納税者或いは納税者の法的代表者は申告書に署名し、押印をしなければなりません。  
（財務省の 2010 年 10 月 18 日付け Official Letter 13983/BTC-TCT に基き）

## 個人所得税

### 個人所得税に関する Decree 100/2008 の改定

2010 年 10 月 28 日に財務省は個人所得税に関する 2008 年 9 月 8 日付け Decree 100/2008/ND-CP の一部条項を修正・補足する Decree 106/2010/ND-CP を発行しました。Decree 106/2010 により、個人所得税の申告（Decree 100/2008 の第 29 条）に関する規制は以下の通り修正・補足されます。

#### (i) 個人所得税の月次申告

現行規制により、「非居住者（ベトナムに存在しない場合も含める）の個人所得」は月次申告をしなければなりません。しかし、新 Decree によると、「非居住者の営業所得」のみに対して月次申告が求められます。

#### (ii) 年間の税金申告

- 所得支払組織・個人

所得支払組織・個人は、課税所得、控除した税額及びその他控除項目に対する年間税金確定申告を実施します（Decree 100/2008 の規制と同様）。申告書類は個人所得税申告書及び課税所得一覧表、並びに控除された個人所得税（新規制）が含まれます。

#### ➤ 個人

個人所得税は控除した給与・賃金の所得、営業所得より多い、或いは次期に税金を還付、相殺したい場合、個人は年間確定申告を行われなければなりません。（現行規制はこのことを明確に規定していません）

個人が唯一の源泉箇所から所得を得る場合、所得支払者に税金確定申告を委任することができます。

ビジネスを営む個人、営業グループが賦課方法を適用する場合、一年間に一回税金を申告します（現行規制により、独立営業個人は四半期毎に税金を申告しなければなりません）

Decree 106/2010 は 2011 年 1 月 1 日より発行となります。

## 関税

### 優遇輸入関税率一覧に所属する一部品目の優遇輸入税率の改定

2009 年 11 月 12 日付け Circular 216/2009/TT-BTC に添付して発行された課税商品一覧表の優遇輸入税率一覧表に所属する一部品目の輸入税率を改正するために、2010 年 9 月 9 日に財務省は Circular 133/2010/TT-BTC を発行しました。これにより、食品、冷蔵庫、エアコンなど多くの品目グループの輸入税率が高くなります。

本 Circular は署名日の 45 日後より発効となります。

### 優遇投資プロジェクト用商品の輸入委託

2010 年 9 月 27 日付け Official Letter 5724/TCHQ-TXNK により、優遇投資プロジェクト用輸入品は輸入税が免税されます。該当商品を輸入委託する場合、輸入社は合法的委託契約がなければ、輸入税の免税がされません。

### 税制上の優遇措置を享受するプロジェクト用交換資材・部品は輸入税が免税されません。

Official Letter 5860/TCHQ-TXNK に述べられた税関総局の観点により、固定資産を形成する輸入品は輸入税が免税されます。但し、機械システムが通常稼動するための組立・接続・に使用する数量のみは輸入税を免税となります。余分の輸入分は規定通りに輸入税を納税しなければなりません。従って、事業体は稼動期間中に機械保全をするための交換資材・部品を輸入する場合、該当資材・部品の価値が契約に記載されていたとしても、免税にはなりません。

### スポットでの輸出方法に対する付加価値税率 0%の適用条件

付加価値税に関する規制により、国際的な商品の売買活動及び外国との購入・販売・加工の代理契約活動に関する商業法律に基づいて、スポットでの輸出方法を適用する加工商品は付加価値税率の 0%が適用されます。従って、加工契約の無いスポットでの輸出品には、付加価値税率の 0%が適用されません。税関総局の 2010 年



9月1日付け Official Letter 5076/TCHQ-TXNK 及び 2010年10月5日付け Official Letter 5879/TCHQ-TXNK に基づく。

## 加工契約実施用原材料・資材

2010年9月29日付け Official Letter 5805/TCHQ-TXNK により、加工契約を実施する時に加工側は原材料・資材を自給すると合意をする場合があります。この合意は契約締結の以降に発生し、加工契約の付随条項として取り扱われます。しかし、この付随条項は自給実施以前に合意をしなければなりません。

## リサイクルの為の再輸入品に対する付加価値税の納付期限

税関総局の2010年10月4日付け Official Letter 5874/TCHQ-TXNK により、リサイクルの為の再輸入品が、輸入申告書の登記日より30日間以上、リサイクル商品として輸出されない場合、規定通りの付加価値税を納税しなければなりません。期限通りに納税をしない場合、31日目から納税日まで、或いは実際に再輸出日までに納付遅延として罰金が科せられます。事業者はリサイクル商品を輸出する時に、付加価値税（もし納付をしていた場合）を控除することができます。

## その他

### 外国投資家の株式購入及び資金拠出に関する規制

投資法 59/2005/QH11 により、投資活動管理に参加するために、外国投資家は株式購入或いは資金拠出の形でベトナムに直接投資をすることができます。この規定を実施できるように、2009年6月18日に首相はベトナム企業への資金拠出及び株式購入に関する規制を発行しました。この規制は Decision 88/2002/QD-TTg (規制)に添付して発行されました。2010年9月6日に、財務省は規制の内容のガイドラインである Circular 131/2010/TT-BTC を発行しました。

上記に法文に基づき、下記の場合を除いて、外国投資家がベトナム事業体に資金拠出し、株式購入することへの制限はされません。

- (i) 外国投資家は公開会社の株式の49%以下を所有できる（2009年4月15日付け Decision 55/2009/QD/TTg により）
- (ii) 外国投資家は専業法律下に活動するベトナム事業体に資金拠出、株式購入する場合、該当専業法律に規定する比率を遵守すること。
- (iii) 商売・役務に従事するベトナム事業体に外国投資家の資金拠出比率、株式購入比率はベトナムがメンバーである国際協約に基づいて実施すること。
- (iv) ベトナム事業体は多種事業に従事し、事業別に外国投資家の拠出比率に関する規定が相違の場合、外国投資家は最低比率以下で資金拠出、株式購入ができること。
- (v) 100%国有事業体が所有者を変更する場合、外国投資家は正当な機関が承認した比率で株式を購入することができますが、該当事業体が上記の(ii)、(iii)、(iv)業態へ転換する場合、規定比率以上の資金拠出・株式購入することはできない。

外国投資家によるベトナム株式市場への参加は首相の2009年4月15日付け Decision 55/2009/QD/TTg に基づいて実施されます。

## 税務管理に関する Decree の改定

2010 年 Tax update No.3 でも取り上げたように、2010 年 10 月 28 日に財務省は税務管理に関する Decree 85/2007/ND-CP の一部条項を修正・補足する Decree106/2010/ND-CP を発行しました。Decree106/2010 によると、以下の諸規則が改定されました。

- ・ 収税委任
- ・ 税金申告・納税の原則
- ・ 税金登録情報の変更
- ・ 過納付税額・罰金の処理
- ・ 税金納付期限の延長
- ・ 税金の賦課
- ・ ベトナムを出国する場合の税金納付義務終了
- ・ 税金の還付
- ・ 免減税額の計算
- ・ その他の課題

Decree 85/2007 の改定と同時に、財務省は Decree106/2010/ND-CP を実施するために 2007 年 6 月 14 日付け Circular 60/2007/TT-BTC の改定草案も作成しています。

これに関しては将来号の中で最新情報をお届けいたします。



## 略称一覧（和訳）

CIT	Corporate Income Tax	法人所得税
DTA	Double Tax Agreement	二重課税防止協定
EPE	Export Processing Enterprises	輸出加工企業
FC	Foreign Contractor	外国契約者
FCT	Foreign Contractor Tax	外国契約者源泉税
FIE	Foreign Invested Enterprises	外国投資企業
GDT	General Department of Taxation	税務総局
GDC	General Department of Customs	税関総局
MoC	Ministry of Construction	建設省
MoF	Ministry of Finance	財務省
MoIT	Ministry of Industry and Trade	工業貿易省
MoLISA	Ministry of Labor-War Invalids and Social Affairs	労働傷病兵社会福祉省
OL	Official Letter	オフィシャルレター
NRT	Natural Resources Tax	天然資源税
PIT	Personal Income Tax	個人所得税
SBV	The State Bank of Vietnam	ベトナム中央銀行
SI	Social Insurance	社会保険
SSC	State Securities Commission	国家証券委員会
SST	Special Sales Tax	特別売上税
VAT	Value-added Tax	付加価値税
VAS	Vietnamese Accounting System	ベトナム会計システム

## お問い合わせ先

このブレティンと、アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムが提供する税務及び助言業務の詳細については、以下の担当者までお問い合わせください。

### ハノイ事務所

<b>Huong Vu</b> huong.vu@vn.ey.com	パートナー
<b>Thanh Trung Nguyen</b> thanh.trung.nguyen@vn.ey.com	シニア・マネージャー
<b>Trang Pham</b> trang.pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー
<b>The Gia Tran</b> the.gia.tran@vn.ey.com	シニア・マネージャー
<b>Hoang Vu Phan</b> hoang.vu.phan@vn.ey.com	シニア・マネージャー
<b>Tuan Dinh Pham</b> tuan.dinh.pham@vn.ey.com	シニア・マネージャー
<b>安西 冬樹</b> fuyuki.anzai@vn.ey.com	日系企業担当マネージャー

### ホーチミン事務所

<b>Nam Nguyen</b> nam.nguyen@vn.ey.com	パートナー
<b>Jeff Sea</b> jeff.sea@vn.ey.com	ディレクター
<b>Sarah Jubb</b> sarah.jubb@vn.ey.com	ディレクター
<b>Nhan Huynh</b> nhan.huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
<b>Ronelle Acheron</b> ronelle.acheron@vn.ey.com	シニア・マネージャー
<b>Thy Anh Huynh</b> thy.anh.huynh@vn.ey.com	シニア・マネージャー
<b>Bernard Cobarrubias</b> Bernard.cobarrubias@vn.ey.com	シニア・マネージャー
<b>中島 敬仁</b> takahito.nakajima@vn.ey.com	日系企業担当シニア・マネージャー

## Ernst & Young

### Assurance | Tax | Transaction | Advisory

アーンスト・アンド・ヤングについて  
アーンスト・アンド・ヤングはアシュアランス、税務、トランザクション、アドバイザリーのグローバルリーダーです。世界中で活躍している14万4,000名の弊社スタッフは、価値観を共有しながら一丸となって、品質を絶え間なく追求しております。弊社のスタッフ、顧客、それにより広範な地域社会がそのポテンシャルを大いに発揮できるよう、弊社は独自の取り組みを行っています。

アーンスト・アンド・ヤング・ベトナムでは、顧客の目標達成を支援することにより、全ての顧客に対する最高峰の品質の専門業務を提供することに専念してまいりました。その一方で、弊社と社員の成長願望を実現し、弊社が奉仕する地域社会に前向きな変化をもたらすことを怠りません。詳細につきましては、[www.ey.com](http://www.ey.com)をご覧ください。

アーンスト・アンド・ヤングとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのメンバーファームからなるグローバルネットワークを指しています。個々の組織は分離独立した法人組織となっています。また、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは英国の有限責任保証会社であり、顧客に対して業務を提供していません。

©2010 Ernst & Young Vietnam Limited.  
All Rights Reserved.  
FEA no. 16000117

本書には要約形式の情報が含まれており、専ら一般的なガイダンスとしての使用を意図していません。入念な調査や専門家としての判断の代用になるものではありません。Ernst & Young Vietnam Limited、あるいはアーンスト・アンド・ヤングのグローバルネットワークを構成するその他メンバーファームのいずれも、本書の発行内容に依拠した行動または行動の不在によって被った損失について一切責任を負いません。具体的な事項に関しては貴社の適切なアドバイザーとご相談ください。

[www.ey.com/vn](http://www.ey.com/vn)